



REACH 規則附属書 XVII 改正を官報公示

欧州委員会(EC)は 9 月 27 日、REACH 規則の制限対象物質リスト(附属書 XVII)を改正する委員会規則を官報公示しました。

今回の改正で附属書 XVII に新たに、合成ポリマーのマイクロプラスチック(Synthetic polymer microparticles、CAS 番号不明)が追加され、合成ポリマーのマイクロプラスチックおよびそれを意図的に添加し 0.01wt%以上含有する混合物の上市が原則 2023 年 10 月 17 日以降禁止されました。

香料や研磨剤、ネイル製品等は適用までの猶予期間が設定されているものの、一部用途については、川下ユーザーへの情報提供や当局への年次報告等の義務が課されています。

また、制限の適用除外として工場等で使用する場合や、医薬品や肥料、食品添加物等他規制で規制対象となっている混合物、意図された最終用途で環境放出防止に関する技術的措置が講じられている場合等が挙げられます。

当社では REACH 規則収載の重金属、フタル酸エステル類、多環芳香族炭化水素等の分析の実績があります。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2023 年 9 月 27 日付 EU 官報

無機分析箇所 五月女欣央

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. \(詳細版\)LC-PFAS 等を POPs 条約廃絶対象物質に追加を締約国会議へ勧告を決定](#)

[2. PFAS 規制案\(Reach\)に対する 5,600 件以上のコメントを受領](#)

[3. 海域の窒素・燐暫定排水基準の改正](#)

[4. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について](#)
(エコシステム秋田株式会社)

LC-PFAS 等を POPs 条約廃絶対象物質に追加を締約国会議へ勧告を決定

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)による規制対象物質について検討を行う POPRC の第 19 回会合が、2023 年 10 月に開催されました。

決定した内容は、以下のとおりです。

(1) 条約対象物質への追加を次回締約国会議(COP12、2025 年 4~5 月開催予定。)に勧告

① 中鎖塩素化パラフィン(MCCP、炭素数 14~17 までのものであって、塩素の含有量が全重量の 45% 以上のものに限る。)

【適用除外】自動車、社会インフラ向け電気電子機器、医療機器に用いる金属加工油剤等

なお、規制の対象となる MCCP の定義の範囲については議論を継続する。

② 長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA) ※とその塩及び LC-PFCA 関連物質
※炭素数:9~21

【適用除外】信頼性試験や温度管理用の不活性フッ素液体等

なお、適用除外の用途を更に明確化するため、適用除外の用途に使用する化学物質の情報を収集すること。

上記の他に、条約対象物質としての検討等が行われました。

詳しくは、「(詳細版) LC-PFAS 等を POPs 条約廃絶対象物質に追加を締約国会議へ勧告を決定」をご覧ください。

資料 2023 年 10 月 20 日付 環境省報道発表資料

有機分析箇所 長谷川知草

[5. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について](#)
(株式会社かんでんエンジニアリング)

[6. 第 32 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会開催について](#)



PFAS の小冊子進呈中!

PFAS とは PFOS や PFOA などの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で安定しているために、様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。

当社では、PFAS の規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)